样式第1号 (第9条眼径)

休八 弗 1	亏(第2条舆保)	 行	**************************************	登 録	 申 請:	 書			
日本行政書 会 長	学士会連合会	殿		·		令和	年	月	E
彳	丁政書士法第 6条第	1項により	、行政書士		氏 名 受けたいので	申請します	-		
	ふりがな				性 別	Ę	男 •	女	
Ţ	毛 名				生年月日	明・大・	昭•平 年	月	日
j	属 性	□個人開業	€ □行政書	土法人の社員	員□行政書	上の使用人	□行政書士	法人の使	·用人
7	本 籍								
1	主 所	(〒 −	-)		Tel	()		
事	務所の名称					% 1 ((法人番号:)
事	務所の所在地	(〒 −	-)		Tel	()		
*2 主た	る事務所の所在地	(〒 −	-)		Tel	()		
資格	行政書士試験合格		都道府			年度 第		-	号
貝份	その他資格	□行政書士	法第2条第	号該	当 □昭和	126 年法律第	育 4 号附則第	第2項該	铛
/→ / →		1. 弁護士	2. 弁理士	3. 公認会計士	4. 税理士	5. 司法書士	6. 建築士	7. 調査	±
行政書	土以外の類似資格	8. 社労士	9. 宅建士	10. 測量士	11. 不動産鑑定	土 12. 海事代理:	ヒ 13. その他		
過去の	の行政書士登録	有	• 無	過去	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	書士付記	有	· 無	
(備考) ※1	. 既存行政書士法人の	社員又は使	用人となる場	合のみ記載	すること。	こしの針をステ	+76-r b >		7 - 77±12

- ※2. 属性が社員又は使用人であり、所属又は勤務する事務所が行政書士法人の従たる事務所である場合のみ記載すること。 注1: 未設立行政書上法人の社員は、設立予定である法人事務所の名称及び所在地を記載すること。 注2: 現金納付に係る領収証書による場合は裏面に貼り付けること。(2カ所に割印して提出すること。)

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

	単位会会長意見書		資格を証する書面	誓約書	
添付書類	戸籍抄本		職歴の補足資料	法第2条の2第二号証明書	
似幻星湖	住民票		学歷証明書	本人の写真	
	履歴書		合同・共同事務所届出書		

	会 長	副会長	委員長		委 員
決裁					
	局 長	次 長	課長	係長	課員
点検					

受付番号(

誓約書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会 会 長 殿

 住
 所

 事務所所在地
 定)

氏 名 (自 署)

A

私は、この度行政書士の登録申請をするにあたり、次のことを誓約いたします。 違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。

- 1 私は、行政書士法第2条の2に定める事項のいずれにも該当いたしません。
- 2 この度の行政書士登録申請については一切の偽りその他不正手段によるものではありません。
- 3 私は、行政書士法及び関係法令並びに貴会の会則その他規則を遵守することを誓約し、会員名簿(貴会会則第74条の3に基づき、事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表等に関する規則第2条第3号に定めるものをいう。)に掲載されることを承諾いたします。
- 4 私は、現在反社会的勢力とは一切関係を持っておらず、今後も一切関係を 持たないことを誓約いたします。

《参照》

行 政 書 士 法

(欠格事由)

第 2 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

- 一 未成年者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから3年 (平成20年7月1日前に刑に処せられた者については2年)を経過しない者
- 四 公務員(特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む)で懲戒免職の 処分を受け、当該処分の日から3年(平成20年7月1日前に当該処分を受けた場合は2年) を経過しない者
- 五 第6条の5第1項の規定により登録の取消し処分を受け、当該処分の日から3年(平成20年7月1日前に当該処分を受けた場合は2年)を経過しない者
- 六 第14条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から3年(平成20年7月1日前に当該処分を受けた場合は2年)を経過しない者
- 七 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、弁理士、 税理士、司法書士若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処 分を受けた者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しないもの
- 八 税理士法 (昭和 26 年法律第 237 号) 第 48 条第 1 項の規定により同法第 44 条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から 3 年を経過しないもの

様式第3号(第4条第1項関係)

行政書士登録申請受理簿

	_																		
行政書士会		龍赤	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
Ú,	1	編	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
		手数料 の返還				•	•	• •			•	•	• •		• •	•	•	•	
	T L	本人へ書類の返送	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
	敢	連合会から の書類返送					•					•							
	畑	登録拒否	•			•	•	•	•		•	•	•	• •	• •	• •	•	•	•
	処	登録		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
	, ,	連合会へ通	•	•		•	•	•	•		•	•		•	•	•	•		
-		于数料 切 納	•	•		•	•	•	•		•	•					•		
		所																	
		佳																	
		氏名																	
	l	受 番埋 号																	
	,	※ 堆 年月日	•		•		•								•	•			

(本人へ交付分) 様式第4号(第4条第2項関係)

領 収 証

件名	手数料の額	摘要
登録	円	
登録事項の変更	円	
行政書士登録証の紛失、 き損等によるその再交付	円	
所属行政書士会の変更	円	
証明	円	
行政書士証票の紛失、 き損等によるその再交付	円	
合 計	金 円	

上記のとおり受領しました。

令和 年 月 日

所在地 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号 虎ノ門タワーズオフィス 10 階 日本行政書士会連合会会長 印 (連合会へ送付分) 様式第4号(第4条第2項関係)

領収済通知書

殿分

件名	手数料の額	摘要
登録	円	
登録事項の変更	円	
行政書士登録証の紛失、 き損等によるその再交付	円	
所属行政書士会の変更	円	
証明	円	
行政書士証票の紛失、 き損等によるその再交付	円	
合 計	金	

上記の通り受領しました。

令和 年 月 日

所 在 地

行政書士会名 行政書士会会長

様式第4号(第4条第2項関係)

領 収 証

殿

件名	手数料の額	摘要
登録	円	
登録事項の変更	円	
行政書士登録証の紛失、 き損等によるその再交付	円	
所属行政書士会の変更	円	
証 明	円	
行政書士証票の紛失、 き損等によるその再交付	円	
合 計	金円	

上記のとおり受領しました。

令和 年 月 日

所在地 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号 虎ノ門タワーズオフィス 10 階 日本行政書士会連合会会長

様式第5号(第4第4項関係)

行政書士登録申請受付簿

						1													
(H	3	¥																	
き連合	-	======================================																	
日本行政書士会連合会	<u> </u>																		
日本行		手数料 の返還	•		•		•	•			•	•	•	•	•	•	•	• •	
	取 下	単位会へ 書類返送	•	•	•		•		•		•	•	•		•	•	•	•	
	処理	拒否	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	() 量	拒否予 告	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
±	通知	登録	•	•	•		•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	
1991年中央公司的人口还	容格案本	公分職	•	•	•				•		•	•			•	•	•	•	
۲ ۱	は禁ま	収納	•				•		•			•	•			•		•	
	1	所																	
	3	田																	
		氏 名																	
	機	単位会名																	
	Ą	/ 海 : 中																	
	ゆ	4月日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•



行政書士登録申請に対する意見書

第 号

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長

殿

行政書士会

会 長

E[]

下記の者から、令和 年 月 日行政書士登録申請書を受理し、調査を行った 結果による登録の適否に関する意見を下記のとおり報告します。

記

				古仁					
ふりがな					性	別	男		女
氏 名					儿 . 年	三月 日	明·大·昭·	平	
Д Л					工.4	- /] []	年	月	日
		登録(に適否	に関す	つる意	見			
	に基づき記の者は、								
		そ	の	他	意	見			

- (備考) 1. 登録の適否に関する意見欄の不要な文字は、抹消すること。
 - 2. 登録することを疑問または不適当と判断するときには、具体的な意見を箇条書きにすること。

行政書士登録申請取下げ申出書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長 殿

住 所

申請者氏名

 \bigcirc

令和 年 月 日付で提出した行政書士の登録申請を取り下げ

ます。

(備考) 1.この申出書は、登録申請書を提出した行政書士会に提出すること。 2.氏名は、自署のこと。

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

承	会 長	副会長	委員長		局 長	次 長	課 長	係 長	課 員
751				点					
認									
印				検					

樣式第8号(第6条第2項関係)

行政書士登録申請取下げ通知書

学旦

Щ

日行連(登)発第 令 和 年

行政書士会

礟

会 展 日本行政書士会連合会

닯

会 联

別紙のとおり行政書士登録申請取下げの処理をしたので通知します。

				_	
備考					
取下げの事由					
取下げ処理 年 月 日					
住 所					
ν.Π					
氏 名					
登録申請書提出年月日	•	•	•		•

行 政 書 士 名 簿

写	
真	

管理番号															
登録年月日								登卸	禄番号						
フリガナ								性	別						
氏 名								生生	年月日						
本 籍															
住 所	(〒)								電話					
	名 称									1]個人開	業 □社			
事務所	所在地	(〒)						電話					
(主たる 事務所の 所在地)	(〒)								電話					
資格の種類			該当(行政		験合格			年度	IIII 50 /	74- 64-69: 4	号)	х o т <u>т</u> ет и			
変更登録年月日	法第2多	余分	7 1	亥当			()	昭和 26 年	佐伴男 4	亏 啊則5	· 17 · 17 · 18 · 18 · 19 · 19 · 19 · 19 · 19 · 19	1		
取消年月日 取消事由															
抹消年月日 抹消事由															
法 14 条又 は14条の2	処 分 年月日														
による処分	処 分年月日														
行政書士	, ,	/ \	1 / >	1 , ,	兼	1 , ,		業	1 , ,	者	1 , ,	1 , ,	1 , ,	l ,	
以外の 類似資格	弁護士	弁理士	公 認	() 税理士	司 法	建築士		()]査士	社労士	宅建士	() 測量士	不動産	海 事	_	<u>)</u> の他
所 属			会計士		書 士 入 会					会員		鑑定士	代理士		
行政書士会			行项	汝書士会	年月日					番号		第			号
行政書士		発行日			再発行	H			回収日			業務停止	期間		
証 票												~			
特定行政	書士法定	官研修の	修了		有	□無		修了	年月日						

行政書士登録番号発行原簿

日本行政書士会連合会

登 録 番 号	登 録 年月日	氏	名	行政書士会名	備考
	• •				
	• •				
	• •				
	• •				

行政書士登録通知書

 日行連(登) 発第
 号

 令和
 年
 月

行政書士会

会長 殿

日本行政書士会連合会 会長

. ബ

さきに貴会を経由して行政書士登録申請書を提出した 別 紙 記載のものについて審査した結果、適格者と認め行政書士名簿 に登録したので通知します。

なお、登録番号及び登録年月日並びに行政書士登録証の発行 年月日は、行政書士名簿の副本のとおりです。同封の行政書士 登録証及び行政書士証票を所定の手続を経て申請者に交付して 下さい。

様式第11号次葉(第9条関係)

登録番号 発録 年月日	氏 名	住 所

行政書士登録通知書

 日行連(登)発第
 号

 令和
 年
 月
 日

殿

日本行政書士会連合会 会長

印

さきにあなたが 行政書士会を経由して提出された行政 書士登録申請書の審査をした結果、適格者と認め行政書士名簿 に登録したので通知します。

なお、登録番号及び登録年月日並びに行政書士登録証の発行 年月日は、行政書士登録証のとおりです。

<\rap{P

 \gtrsim

型

海

礙

公正長

显

日本行政書士会連合会

町

妆

*

令和 皿 Ш

#

40

p

Ш

₩

 $\stackrel{\sim}{\sim}$

 \mathcal{N}

 $\widehat{\uparrow}$

IJ

#

B

赵

 Δ

#

癣

N

名

fo

中 6 $\stackrel{\text{\tiny $1\!\!\!/}}{\square}$ 洪 0 革 卅 せ 赵 描 定 N 7 #10

生年月日

出 柘

 $\widehat{\top}$ 냁 $\# \mathbb{I}$ 资

無

行政書士登録拒否予告通知書

 日行連(登)発第
 号

 令和
 年
 月
 日

殿

日本行政書士会連合会 会長

印

令和 年 月 日付で提出された行政書士登録申請書によるあなたの行政書士登録申請については、下記の理由により拒否することとなりましたから、行政書士法第6条の2第3項の規定により通知します。このことについて異議がありましたならば、日本行政書士会連合会会長あての弁明書を令和 年 月 日までに、さきに登録申請書を提出した行政書士会を経由して本会に提出して下さい。

記

行政書士登録拒否通知書

 日行連(登)発第
 号

 令和
 年
 月
 日

殿

日本行政書士会連合会 会長

印

令和 年 月 日付日行連(登)発第 号をもって送付した行政書士登録申請拒否予告通知書に対し、令和 年 月 日までにあなたから弁明書の提出がありませんので、行政書士法第6条の2第2項の規定に基づき、下記の理由によって、令和 年 月 日付で提出された行政書士登録申請書によるあなたの行政書士登録を拒否しましたから、同条第4項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、行政書士法第6条の3 第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日 から起算して3月以内に、総務大臣に対し審査請求をすることができ ます。

行政書士登録拒否通知書

 日行連(登)発第
 号

 令和
 年
 月

殿

日本行政書士会連合会 会長

印

令和 年 月 日付日行連(登)発第 号をもって送付した行政書士登録申請拒否予告通知書に対し、令和 年 月 日までにあなたから弁明書の提出がありましたが、その弁明を認めることができませんので、行政書士法第6条の2第2項の規定に基づき、下記の理由によって、令和 年 月 日付で提出された行政書士登録申請書によるあなたの行政書士登録を拒否しましたから、同条第4項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、行政書士法第6条の3 第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日 から起算して3月以内に、総務大臣に対し審査請求をすることができ ます。

様式第16号(第15条関係)

鏮

逾

#

苗

徽

黨

+

 $\#\mathbb{I}$

行政

日本行政書士会連合会	醋椒																																
:行政書士	確認者	H																															
	手数	の返還		- 1	•					•			•			•		•		•		,	,	•					,		,		
	申請書類	の返還		- 1								•				•		•				,		•				•		,	,		
	拒仑通	知		- 1	•								•			•		•					•	,					,		•		,
	処 分	年月日	•	- 1	٠			•	•	•		,		•		•		•		•				,		,				,	•	,	,
	中田寺	лулн			•					•			•			•					,		•						,		•		,
	柜否予	告通知	•		•		•		٠	•		٠	•	•		•		•		•		,	,	•					,		•		,
	浩	ICI																															
	#	7																															
	F 及																																
	受付番号	受付年月日									•																						
	単位会名	受理年月日 受付年月				• •					• •		• •		• •		• •		•		• •		• •		• •		• •		•		• •		



...

				行政書	土変更	登録申	=請書	令和	年	F	
日本行政 会 長	書士会連合会		殿					14411	1-	λ.	H
A K		,	75X		登	录番号 录年月日 年月日	第 昭·平·令 明·大·昭		年 年	月 月 月	豆 日 日
						氏	名				職印
登録を受	をけた事項に下	記のとお	aり変	更が生じたのて	ご、行政記 記		6条の4の規	定により	変更の登録	を申請	します。
	変更事項					該					
	属	性	新旧	□個人開業 □□個人開業 □□							
	<u>ふりが</u> 氏	<u>名</u>	新						旧姓使用の	の有無	有・無
	本	籍	新旧								
			新	〒()	Tel (_	<u> </u>	-)
	住	所	旧	〒()	Tel (_	_	-)
	事務所の)名称	新					•	※1(法人都)
	3-355/51	н г з	旧	= /		т /			(法人都	番号:)
	事務所の	听在地	新	〒 (Tel (_		-)
	33751 17	<i>></i> ,,	旧	= (,	Tel (-)
	 ※2 主たる	事務所	新	〒(Tel (_	_	-)
	の所有	E地	旧	〒()	Tel (_	_	-)
変更年月日	年	月	日	変更事	由						
	2. 属性が社員ご			スは使用人となる らり、所属又は				への従たる	事務所でる	ある場合	のみ記載
注)	すること . 申請書は、 書士会)を約			会(所属行政書 トること	士会の変	変更を伴う	事務所の変	更の場合	こは、変更	後に所属	属する行政
(以下 日	 本行政書士会述	車合会使									
	会 長	副会	涱	委員長				委員			
決裁											
	局 長	次	長	課長	係	長		=	果 員		
点検											
	<u> </u>	1		1	<u>I</u>	1		受付番)

樣式第18号(第18条第1項関係)

行政書士変更登録申請受付簿

析																	
類																	
確認者 印																	
行政書士 名簿整理		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
連合会から の 通 知		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
連令 会理 会理		•		•	•	•	•		•				•	•			
手数料 切 納	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
所																	
#																	
各																	
出																	
登録番号																	
受番理占																	
受 理 年月日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•

様式第19号(第18条第4項関係)

行政書士変更登録申請受付簿

4H	孝																	
会連名	備																	
日本行政書士会連合会	確認者 印																	
日本行	行政書 へ 通	•			•		•			•	•	•		•	•	•		
ŧ	理 日登録証 返 還	•	•		•		•		•	•	•	•		•	•	•	•	
<u>.</u>	录	•							•					•	•	•	•	•
X HH .	<u>登</u> 新登録証 作 成	•	•		•		•	•	•	•	•	•		•	•	•		
	行政書 士名簿 整理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
X H	手数料 収 納	•	• •	•	•		•	• •	• •	•	•	•	•	• •	• •	• •	• •	•
E L X	所																	
 	住																	
	名																	
	田																	
	発 信 単位会 名																	
	登録番 号																	
	受 香 号																	
	受付年月日	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•

行政書士登録事項変更通知書

日行連(登)発第 号

令和 年 月 日

行政書士会

会長 殿

日本行政書士会連合会

会 長

(印

別紙のとおり登録事項を変更したので通知します。

登録番号	氏 名	変更事項	変更の生じ
			た年月日
			• •
			• •
			• •
			• •

様式第20号次葉(第18条第4項関係)

登録番号	氏 名	変更事項	変更の生じた 年月日
			• •
			• •
			• •
			• •
			• •
			• •
			• •

行政書士変更登録通知書

日行連(登)発第号令和年月

殿

あなたから令和 年 月 日付で申請のありました下記の事項については、行政書士名簿に変更登録したので通知します。

記

3	登 録	番	号	第	号	登録年月	日		年	月	日
	ふ	りか	な				属				
	氏		名								
							性				
नीर	本		籍								
変											
				(〒)	Tel					
更	住		所								
史											
	事務	所の	名称								
事											
7				(〒)	Tel					
	事務	所所	在地								
項											
				(〒)	Tel					
	主たる	事務所	所在地								
	変更	[年]	月日		年	月		目			

様式第22号(第19条第3項関係)

行政書士登録証交付簿

行政書士会	斑																	
	難																	
	申請者の 受領印																	
L) 金	確認者印																	
W III X	交付年月 日	• •	• •	•	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	• •	• •	• •	•	•	•
* 'F. T	発行年月 日	• •	• •	•	•	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •
		垂	重	빹	单	再	崖	再	再	再	再	崖	垂	垂	再	再	再	世
1. 文	交付の原因	痰	変	変	変	粢	痰	燚	燚	簽	焱	変	፠	燚	焱	焱	焱	変
`	×	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新
	登録番号																	
	8																	
	开																	

	記載事具	頁変更届出	書			
日本行政書士会連合 会 長	会 殿	Ê	介和	年	月	日
	- -	登録番号	第			号
	Ī	事務所の名称				
	Ī	事務所所在地				
	Į.	毛 名			J	職印
行政書士名簿の記	載事項に、下記の	の通り変更が 記	ありまし	たので届	け出ま [、]	す。
行政書士名簿の記 区 分	載事項に、下記の 変更事項		かりまし		け出ま [*] で で で 関 年 月 日	
		記			·更年月日	
区 分		記		変	更年月日	日
区 分 行政書士法 第 14 条の処分	変更事項	記処	分	変	更年月日 日 日	日
区 分 行政書士法 第 14 条の処分 区 分 行政書士法第 14 条の 2	変更事項	記 処 処	分	変 年	更年月日 日 日	日

承	会 長	副会長	委員長		局 長	次 長	課 長	係 長	課員
				点					
認				検					
印									

予約番号 ()

殿

行政書士登録抹消届出書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長

登録番号 第

号

住 所

事務所の名称

事務所所在地

氏 名

職印

私は、令和 年 月 日行政書士業務を廃業しますので、行政書士登 録証と行政書士証票を添え、行政書士法施行規則第12条第二号の規定により届 け出ます。

(備考) 1.この届出書は、所属している行政書士会に提出すること。 2.氏名は、自署のこと。

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

承	会 長	副会長	委員長		局 長	次 長	課長	係 長	課員
				点					
認				t/A					
印				検					

予約番号(

行政書士登録抹消届	書出書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長 殿

登録番号 第

号

住 所

事務所の名称

事務所所在地 法定代理人又は 相続人の氏名

1

行政書士 は、令和 年 月 日死亡しましたので、 行政書士登録証と行政書士証票を添え、行政書士法施行規則第12条第三号の規 定により届け出ます。

(備考) 1.この届出書は、所属している行政書士会に提出すること。

2.死亡を確認できる書類として、除住民票または死亡診断書を添付のこと。

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

承	会 長	副会長	委員長		局 長	次 長	課長	係 長	課員
175				点					
認									
				検					
印									

予約番号 (

殿

行政書士登録抹消	届	書出
	3 / W	

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長

登録番号 第

号

住 所

事務所の名称

事務所所在地

氏 名 (自署)

職印

私は、行政書士法第7条第1項第一号の規定により、行政書士たる資格を有 しないこととなりましたので、行政書士登録証と行政書士証票を添え、行政書 士法施行規則第12条第一号の規定により届け出ます。

(備考) 1.この届出書は、所属している行政書士会に提出すること。

2.欠格事由該当日の判別できる書類を添付すること。

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

承	会 長	副会長	委員長		局 長	次 長	課長	係 長	課員
131				点					
認									
印				検					

予約番号(

樣式第25号(第24条第2項関係)

登録抹消届出受理簿

行政書士会	考																
r政書	備																
£.	確認者 印																
	行政書士 名簿副本 処 理		•		•				•	•		•					•
	連合会 ~通達		•	•	•		•	•				•	•	•	•	•	•
计	登録証 の返還	•	•		•	•	• •		• •	•	•	•	•	• •	•	•	• •
	抹消事由																
	所																
<u>1</u>	Œ																
	名																
	出																
	登録番号																
	受 理番 号																
	田田	•											•				

				登 録	抹	消留	保	請	求	書			
										令和	年	月	目
	n -1-7-1	. == 1 /	\ \ \ \ \ \										
	日本行政	書士会	会理合会										
	会長				殿								
											行政書言	士会	
								会長			,,,,,	印	
								云尺				1-1-1	
:										出されまし 消の留保を	•		書士
1	. 該当す	る登録	录抹消届	出者に	関する	情報〔	必要	事項	を記	入するこ	と)		
	登翁	計 番	号										
	氏		名										
2	当战会	<i>、1ァト</i> フ	く世界の	FT RILL (いぞれ	かのぜ	こいカ	ファ	壬_	ックする	> レ1		
_	. 単位五		3指 <u>国の</u> 4条の3										
										としてい	る。		
		法第1	7条第 2	項に基~		告を行っ	った。						
		法第1	7条第 2	項に基~	づく報	告を行お	さうと	こして	こしいる) ₀			
9	 . 法令等	での造り	この重土	・ナンコヒクテ	の内容	マー「言光 公田	<i> 1)</i> テ 宝コ	# 十	スァ	しし			
J	. 仏 T 司 ※別紙も		又个里八	·4 7F1]	VZY1A	ト 「中十川		単刈り	<u>ي ر</u>	رے			
4	. 添付書	: 哲											
1			登録抹消	届出書									
			する措置	の要求	書又は	報告書	の写し						
	(3) その	ク他											
	VT	:: xle :::		F CD 488 /									
(F	以下 日本行		会連合会使		 員長					委 員			

	会	長	副会	長	委員	長			委	員	
決裁											
	局	長	次	長	課	長	係	長		課	員
点検											

登	: 録	抹	消	留	保	請	求	の	撤	口	等	通	知	書		
											4	令和	2	年	月	日
日本行政書	士会連	三 合 <i>会</i>	<u>></u>													
会長				ļ	设								行政	女書士	:会	
									会長						印	
先般、以了 46条の2第 こに通知しま 1. 該当する	3項に ます。	規定	する	登録	の抹	消の	留保	の撤	可事日	自に言	亥当っ	上る 事				
	録 都					.,_	- , 1		/	, ,						
氏		 4	各													
□ 法 □ お □ で	る事は 第14条 第17条 道府リ の他 事由を	を第 2 表第 2	3第1 2項に 事に。	項に基づ	:基つ	がく拮 品告を	情置の : 行わ	要求	を行った	わな。	かつ					
3. 添付書類 (1)登録抹消 (2)その他	留保請	青求書														

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

会	長	副会	≳長	委員	長			委	員		
局	長	次	長	課	長	係	長		課	員	

様式第26号(第25条第1項関係)

登録抹消届出受付簿

(H (H	析																	
会連行	備																	
日本行政書士会連合会	確認 者印																	
日本行	抹消通知		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	受 記 遠	•		•	•	•	:		•	•	•	•	•	•	•		•	•
	行政書 士名簿 整理	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	• •	• •	• •	•	• •	•
	抹消事由																	
	刑																	
	Œ																	
	名																	
	出																	
	発 信 単位会名																	
	登録番号																	
	受番付号																	
	英年月日				•	•		•	•	•	•	•	•	•	•			•

行政書士登録抹消処理通知書

 日行連(登)発第
 号

 令和
 年
 月
 日

行政書士会

会長

日本行政書士会連合会 会長

印

行政書士法第7条第1項の規定に基づき、別紙記載の者の 行政書士登録を抹消したので通知します。なお、該当者に係る 行政書士名簿の副本に抹消事由を朱書きし除却のうえ保管して 下さい。

様式第27号次葉(第25条第2項関係)

			Lii sii					
登録番号	氏	名	抹	抹	消	の	事	由

行政書士登録証再交付申請書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長 殿

登 録 番 号 第

号

住 所

事務所の名称

事務所の所在地

氏 名

職印

紛 失 いたしましたので、行政書士登録証の再交付を き 損 行政書士登録証を

申請します。

(備考) 1.申請書は、所属単位会を経由して提出すること。

2.法人社員の場合は、所属する事務所の名称及び所在地を記入すること。

3.使用人の場合は、主として勤務する事務所の名称及び所在地を記入すること。

(以下日本行政書士会連合会使用欄)

承	会 長	副会長	委員長	L-	局 長	次 長	課 長	係 長	課員
認				点					
印				検					

予約番号 (

様式第29号(第27条第2項関係)

行政書士登録証再交付申請受理簿

计会	**	L.																	
行政書士会	担																		
1	確認者	显																	
	登録記字件籍		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	行政書士	た年月日			•	•		•	•	•	•	•		•		•	•	•	•
il-	連合会へ	剰				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
HX4E	手数料	也 納				•		•	•	•	•	•		•		•	•	•	•
<u> </u>		き損				•		•	•	•		•			•	•		•	•
X 1	再 交 付 申請の事由	紛失		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
订攻官工垃燃品付入的工明文生得	† ,																		
	T. A																		
	登録番	中																	
	受用																		
	例 期		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•

様式第30号(第27条第5項関係)

行政書士登録証再交付申請受付簿

4 4 4 1	*	Ł																	
三連 名	#	#																	
日本行政書士会連合会	確認者	됴																	
日本行				•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	きなる。		÷	·	·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	行政書 					•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•
	新行政書	し発売の作成	:	:		•	•		•	•		•	•	•	•	•		•	•
をごう	手数料	以納	•	•		•	• •	• •	• •	•	•	•	• •		• •	• •	•	• •	•
T ## T	を 付)事由	き損																	
1. 1.	再 交 付 申請の事由	紛失																	
计攻置工业域配付入时车的大时存	±																		
	E. A																		
	発信	単位会名																	
	交易来口	が、一般を																	
	受型	佈																	
	受型	Ш	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•

行政書士登録証再交付通知書

日行連(登)発第 号

令和 年 月 日

行政書士会

会長

日本行政書士会連合会 会 長

〔印

さきに貴会を経由して行政書士登録証再交付申請書を提出した下記の者に係る行政書士登録証を同封送付いたしますから、 所定の手続を経て本人に交付して下さい。

記

登録番号	氏 名	再交付の事由	再 交 付 年 月 日	備	考
			1 / 7		
			• •		

様式第 32-1 号(第 28 条第1項関係)

	登	録	事	項	証	明	申	請	書			
									令和	年	月	目
日本行政書士会連合	会											
会 長		殿										
					3	登録者	子号		第			号
					E	E	名					職印

私は、現在、日本行政書士会連合会の名簿に登録されていることの証明を願いたく申 請いたします。

生 年 月 日	明・大・昭・平	年	月	日	生
登録年月日	昭・平・令	年	月	日	
事務所の名称					
事務所の所在地					
住 所					
本 籍					
使用目的・提出先					

- (備考) 1.この申請書は、所属している単位会を経由して提出すること。
 - 2. 証明を必要とする登録事項について記載すること。使用目的・提出先を明記すること。
 - 3.「事務所の名称」及び「事務所の所在地」欄の記載は、以下の通りとする。
 - ①行政書士法人の社員については、所属する行政書士法人の事務所の名称及び所在地
 - ②使用人たる行政書士については、主な勤務先の事務所の名称及び所在地
 - ③上記①②以外の行政書士については、行政書士事務所の名称(本会会則附則(平成16年8月1日施行)経過措置により登録されているとみなされる事務所の名称であることを証明事項としたい場合を含む。)及び所在地を記載する。

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

承	会 長	副会長	委員長		局 長	次 長	課長	係 長	課員
				点					
認				検					
印				150					

予約番号 ()

登録事項証明書

登録番号	第		号	
<u>氏 名</u>				
生年月日	年	月	日生	
登録年月日	年	月	<u> </u>	
事務所の名称				
事務所の所在地				
住 所				
本籍				

上記の者は、行政書士名簿に登録されている行政書士であり、 登録内容は上記のとおりであることを証明します。

令和年月日日本行政書士会連合会会長

登録事項証明書

登録番号	第		<u> </u>
氏 名			
生年月日	— 年	月	<u>日生</u>
登録年月日	年	月	日
事務所の名称 《本会会則附則(平成16年	8月1日施行)経過措	置によりみなされる	事務所の名称を記載》
事務所の所在地			
住 所			
本 籍			

上記の者は、行政書士名簿に登録されている行政書士であり、 登録内容は上記のとおりであることを証明します。

令和年月日日本行政書士会連合会会長

(単位会使用欄)

S55.8.31 以前の入会年月日

日 確認印

日行連受理印

単位会受理印

様式第32-3号 (第28条の2関係)

行政書士法人の社員資格証明申請書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長

殿

登録番号 第 号

氏 名

職印

私は、行政書士法人の社員になりたい(加入したい)ので、日本行政書士会連合会の 名簿に登録されている行政書士であること、並びに行政書士法第13条の5第2項各号 のいずれにも該当していないことを証明して頂きたく、ここに申請いたします。

生年月日	明・大・昭・平	年	月	月	生
登録年月日	昭・平・令	年	月	日	
住 所					
事務所の名称					
事務所の所在地					
社労士業務取扱の有無	有	•		無	
特定行政書士の付記	有	•		無	

- (備考) 1. この申請書は、所属している単位会に提出すること。
 - 2. 申請書を提出するときは、手数料を納入すること。
 - 3. 社労士業務取扱の有無は、行政書士として社労士業務を取り扱うことができる者で ある場合のみ、「有」に○を付ける。この場合、「社労業務取扱証明書」の写し又は「行 政書士法の一部を改正する法律(昭和55年法律第29号)」の施行(昭和55年9月1 日)の際、現に入会者であることを証する書面を添付すること。

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

承	会 長	副会長	委員長		局 長	次 長	課長	係 長	課 員
				点					
認				検					
印				192					

予約番号 (

行政書士登録番号	第	号
所属する行政書士会		
氏 名		
住 所		
事務所所在地		

上の者は、下記のすべての条件を満たす者であり、よって、行政書士法人の社員となる 資格を有する者であることを証明する。

記

- 1. 日本行政書士会連合会に備える行政書士名簿に登録された行政書士である。
- 2. 現在、行政書士法第14条の規定による業務停止処分を受けていない。
- 3. 過去3年以内に行政書士法第14条の2第1項の規定による解散の処分を受けた行政書士法人において処分の日以前30日以内にその社員であったことはない。

但し、平成20年7月1日前に同規定による解散の処分を受けた行政書士法人の場合は、過去2年以内に同処分を受けた行政書士法人と読み替えるものとする。

4. 行政書士法第14条の2第1項の規定による業務の全部の停止処分を受け、現在もその停止期間中である行政書士法人において、処分の日以前30日以内にその社員であったことはない。

 令和
 年
 月
 日

 日本行政書士会連合会
 会
 長

行政書士登録番号	第	号								
所属する行政書士会										
氏 名										
住 所										
事務所所在地										

上の者は、下記のすべての条件を満たす者であり、よって、行政書士法人の社員となる 資格を有する者であることを証明する。

記

- 1. 日本行政書士会連合会に備える行政書士名簿に登録された行政書士である。
- 2. 現在、行政書士法第14条の規定による業務停止処分を受けていない。
- 3. 過去3年以内に行政書士法第14条の2第1項の規定による解散の処分を受けた行政書士法人において処分の日以前30日以内にその社員であったことはない。

但し、平成20年7月1日前に同規定による解散の処分を受けた行政書士法人の場合は、過去2年以内に同処分を受けた行政書士法人と読み替えるものとする。

- 4. 行政書士法第 14 条の 2 第 1 項の規定による業務の全部の停止処分を受け、現在もその停止期間中である行政書士法人において、処分の日以前 30 日以内にその社員であったことはない。
- 5. 社会保険労務士業務取扱会員である。(行政書士法の一部を改正する法律(昭和55年4月30日法律第29号)の施行(昭和55年9月1日)の際、現に行政書士会に入会していた者)

令和 年 月 日 日本行政書士会連合会 会 長

行政書士登録番号	第	号
所属する行政書士会		
氏 名		
住 所		
事務所所在地		

上の者は、下記のすべての条件を満たす者であり、よって、行政書士法人の社員となる 資格を有する者であることを証明する。

記

- 1. 日本行政書士会連合会に備える行政書士名簿に登録された行政書士である。
- 2. 現在、行政書士法第14条の規定による業務停止処分を受けていない。
- 3. 過去3年以内に行政書士法第14条の2第1項の規定による解散の処分を受けた行政書士法人において処分の日以前30日以内にその社員であったことはない。

但し、平成20年7月1日前に同規定による解散の処分を受けた行政書士法人の場合は、過去2年以内に同処分を受けた行政書士法人と読み替えるものとする。

- 4. 行政書士法第 14 条の 2 第 1 項の規定による業務の全部の停止処分を受け、現在もその停止期間中である行政書士法人において、処分の日以前 30 日以内にその社員であったことはない。
- 5. 行政書士法第1条の3第2項の規定による特定行政書士である。

 令和
 年
 月
 日

 日本行政書士会連合会
 会
 長

行政書士登録番号	第	号								
所属する行政書士会										
氏 名										
住 所										
事務所所在地										

上の者は、下記のすべての条件を満たす者であり、よって、行政書士法人の社員となる 資格を有する者であることを証明する。

記

- 1. 日本行政書士会連合会に備える行政書士名簿に登録された行政書士である。
- 2. 現在、行政書士法第14条の規定による業務停止処分を受けていない。
- 3. 過去3年以内に行政書士法第14条の2第1項の規定による解散の処分を受けた行政書士法人において処分の日以前30日以内にその社員であったことはない。

但し、平成20年7月1日前に同規定による解散の処分を受けた行政書士法人の場合は、過去2年以内に同処分を受けた行政書士法人と読み替えるものとする。

- 4. 行政書士法第 14 条の 2 第 1 項の規定による業務の全部の停止処分を受け、現在もその停止期間中である行政書士法人において、処分の日以前 30 日以内にその社員であったことはない。
- 5. 社会保険労務士業務取扱会員である。(行政書士法の一部を改正する法律(昭和55年4月30日法律第29号)の施行(昭和55年9月1日)の際、現に行政書士会に入会していた者)
- 6. 行政書士法第1条の3第2項の規定による特定行政書士である。

令和 年 月 日 日本行政書士会連合会 会 長

様式第33号(第28条第2項関係)

登録事項証明申請書受理簿

行政書士会	備考																						
	解認者印																						
	証明書 の交付	•	•			•	•	•	•		•			•			•	•	•	•		•	•
	連合会 へ進達	•		•	•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•
	手数料収納	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•
	住所																						
	氏 名																						
	路錄																						
	会 番 号																						
	受 理 年月日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•

様式第34号(第28条第5項関係)

登録事項証明申請書受付簿

日本行政書士会連合会	備考																					
日本行政書	確認者印																					
	証明書 の交付	•	•	 • •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	住所																					
	氏 名																					
	発 信 単位会名																					
	番 袋 诒																					
	受 付番 另																					
	受 付 年月日		•	• •	• •	• •	• •			• •	•	•	• •	• •	•	•	•	•	•	•		•

様式第35号(第28条第2項関係)

簿 型 政文 ##1 岩門 # 田 늹 穃 KIIK 社 6 法人 **₩** 赵 介

行政書士会	備考																							
	確認者印																							
	証明書 の交付	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	連合会 へ進達		•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•			
	手数料収納		•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•			
	住 所																							
	氏 名																							
Į	贷 番 号																							
- 1	会 相 中																							
ţ	受 理 年月日	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•

様式第36号(第28条第5項関係)

区 ##1 岩田 証明申 夲 書士法人の社員 赵 介

١																							
日本行政書士会連合会	備考																						
日本行政書	確認者印																						
	証明書 の交付		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	住 所																						
	氏 名																						
	発 信 単位会名																						
	要 路 哈 哈																						
	受奢付书																						
	受 付年月月	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•

令和 年 月 日

行政書士会会長 殿

住 所

氏 名 (自 署)

受領書

登録申請の取下げ・拒否に伴い返還された下記の書類(○印)を受領いたしました。

記

1 行政書士登録申請書及び添付書類

2 登録手数料 25,000 円

3 登録免許税に係る収入印紙(消印済) 1式(税額3万円分)

4 登録免許税に係る領収証書 1式(税額3万円分)

以上

1式

1

※登録免許税の納付方法により3又は4を選んで下さい。

特定行政書士付記通知書

 日行連(登) 発第
 号

 令和
 年
 月
 日

殿 (登録番号)

> 日本行政書士会連合会 会長

印

あなたは、令和 年 月 日、特定行政書士法定研修を 修了したので、行政書士の登録に特定行政書士である旨を付記し たことを通知します。

行	政	書	士	事	務	所	登	録	履	歴	証	明	申	請	書
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長 殿

> 묶 登録番号 第

氏 名

職印

行政書士事務所の登録履歴について証明を願いたく申請いたします。

生 年 月 日	明・大・昭・平	年	月	日生
登 録 年 月 日	昭・平・令	年	月	日
事務所の所在地				
使用目的・提出先				

- (備考) 1. この申請書は、所属している単位会を経由して提出すること。
 - 2. 申請書を提出するときは、手数料を納入すること。
 - 3.「事務所の所在地」欄の記載は、以下に留意すること。

①行政書士法人の社員については、所属する行政書士法人の事務所の所在地

②使用人たる行政書士については、主な勤務先の事務所の所在地

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

承	会 長	副会長	委員長	.H.	局 長	次 長	課 長	係 長	課員
				点					
認				検					
印				1央					

予約番号 ()

行政書士事務所登録履歴証明書

行政書士登録番号	第	号
所属する行政書士会		行政書士会
氏 名		

事務所登録履歴

期間	事務所所在地
年 月 日	
~ 年 月 日	
年 月 日	
~ 年 月 日	
年 月 日	
~ 年 月 日	
年 月 日	
~ 年 月 日	
年 月 日	
~ 年 月 日	
年 月 日	
~ 年 月 日	
年 月 日	
~ 年 月 日	
年 月 日	
~ 年 月 日	
年 月 日	
~ 年 月 日	
年 月 日	
~ 年 月 日	

上記について証明します。

令和〇年〇月〇日 日本行政書士会連合会 会長

様式第41号(第28条の3関係)

簿 型 应又 ##1 田 늹 陸 廢 礟 黨 刑 赘 ||||| + #1 赵 疒

行政書士会	備考																			
	確認者印																			
ţ ţ	証明書 の交付	•	•	•	•		•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•
	連合会 へ進達				•					•					•	•		•	•	•
	手数料収納				•				•						•					•
	住 所																			
	氏 名																			
	路 路 沿																			
	番 强 哈																			
	受 理 年月日																			•

様式第42号(第28条の3関係)

簿 ŧ 区区 ##1 田 늹 陸 廖 灓 溪 刑 務 ||||| 4 #1 赵 疒

上会連合会	備考																							
日本行政書士会連合会	確認者印																							
すって	証明書 の交付	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	住所																							
上 于 ()为 ()()	氏 名																							
Ž I	発 信 単位会名																							
	路路																							
	受 付 年月日	•	•	•	•	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•